

平成27事務年度

金融行政方針 主なポイント

平成27年9月

金融庁

I . 金融行政の目的

- 金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、平成27事務年度においていかなる方針で金融行政を行っていくかを「金融行政方針」として公表。また、方針の進捗や実績を来年6月を目途に公表し、その評価を翌事務年度の方針に反映(PDCAの実施)。

- 金融庁は、
 - ✓ 世界経済・市場の将来についての不確実性の高まりや、FinTech等の金融変革の動き等、金融行政を取り巻く環境が変化する中においても、
 - ✓ 金融機関による質の高い金融仲介機能の発揮、及びそれを支える金融システムの健全性の維持と市場の公正性・透明性の確保により、

企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大の実現を目指す。

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ①

1. 活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

経済の持続的成長に資するより良い資金の流れ

- 運用の改善により、国民の資産形成と成長資金の供給、市場の発展を促す
 - NISAの更なる普及と制度の発展
 - 「コーポレートガバナンス・コード」、「スチュワードシップ・コード」のフォローアップ会議を設置し、企業統治改革を「形式」から「実質の充実」へと次元を高める
 - 商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関が、真に顧客のために行動しているかを検証しつつ、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る
 - 金融機関による資産運用の高度化を促す

市場の公正性・透明性の確保

- 「会計監査の在り方に関する懇談会」を開催し、その提言等を踏まえ、会計監査の信頼性確保に向けて対応
- 新規株式公開(IPO)等の適切性を確保するため、取引所による上場審査等を強化
- 金融取引のグローバル化・複雑化等に対応し、海外当局との連携強化、監視手法の高度化等により、証券取引等監視委員会の態勢を強化

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ②

2. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

企業の価値向上、経済の持続的成長と 地方創生に貢献する金融業の実現

- 金融機関が、企業の「稼ぐ力」を金融面から支援するとともに、担保・保証依存から、企業の事業性に着目した融資姿勢への転換を進める
 - 融資先企業へのヒアリング(1,000社程度)による実態把握
 - 金融機関のガバナンスの検証
 - 金融仲介の取組みを客観的に評価出来る多様なベンチマークの検討
 - 外部有識者を含めた「金融仲介の改善に向けた検討会議(仮称)」を設置し、金融仲介のあるべき姿を議論
- ゆうちょ銀行・かんぽ生命による、民間金融機関と補完的で地方創生への貢献につながるビジネスモデルの構築を支援する

金融システムの健全性維持 (景気に左右されない金融仲介機能の発揮)

- グローバルな経済状況や資金の流れ、市場参加者の動向、金融機関のビジネスの動向等をリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクを前広に分析(マクロプルードンス)
- 市場や経済のストレス時への備えについて、システム上重要な金融機関を中心に検証
- 政策保有株式の縮減をはじめ、金融機関の株式・金利リスクが適切に管理されているか等を検証
- 人口減少や高齢化、IT技術の革新等の環境変化の中で、将来にわたり金融仲介機能を十分に発揮するとの観点から、各金融機関のビジネスモデルの持続可能性を検証

Ⅱ. 金融行政の重点施策 ③

3. IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的な対応

- FinTechと呼ばれる金融・IT融合の動きは、従来見られなかったような多様な金融サービスの提供等で顧客利便の向上をもたらすとともに、将来の金融業・市場の姿を大きく変えていく可能性
- 一方で、サイバー攻撃が金融システム全体に対する最大の脅威の一つとなっている他、IT技術を駆使した取引の市場への影響力が増大

- IT技術の進展が金融業に与える影響を、内外の有識者や関係者の知見を取り入れ前広に分析するとともに、将来の金融業の姿や望ましい金融規制のあり方を検討
- サイバーセキュリティについては、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」(本年7月公表)に基づき、官民一体となって金融システム全体の強靭性を向上
- アルゴリズム取引等が市場の安定性や公正性にもたらす影響について検証

Ⅱ．金融行政の重点施策 ④

4. 国際的な課題への戦略的な対応

- 2008年の世界的な金融危機後、毎年新たな金融規制が提案され、規制強化の動きが継続
- こうした規制の副作用(規制強化が成長資金の供給に及ぼす影響)や予期せざる影響(シャドバンキングの肥大化、市場における流動性低下)も懸念される
- 金融機関の活動や取引のグローバル化に対応し、監督当局間の国際協調・連携の更なる推進が必要

- **国際的な金融規制改革の取組みに関する戦略的な対応**
 - 経済成長と金融システムの安定との両立を確保し、規制の複合的な効果による悪影響等にも配慮した、全体として最適な金融規制の構築を推進すべく、国際的な場で積極的に発信・貢献
- **国際的なネットワーク・金融協力の強化**
 - 金融機関のグローバル展開が進む中、監督協力ネットワークを強化
 - 金融機関等のクロスボーダーの相互進出支援を含む、アジア諸国等との金融協力を更に強化

Ⅲ. 金融庁の改革

1. 金融庁のガバナンス

- 金融を取り巻く環境変化に遅れをとらず、むしろ先取りする金融行政の態勢構築が必要。
- そのため、外部の専門的・客観的な組織診断も利用しつつ、金融行政に対し外部からの提案や批判等が常に入る「開かれた体制」の構築と、金融庁職員が積極的に国益へ貢献するための意識改革を推進。
 - **開かれた体制の構築**
 - ✓ 外部の有識者の積極活用等により、金融行政についての有益な意見が継続的に反映される意思決定の仕組みを構築
 - ✓ 「金融行政モニター(仮称)」を設置し、金融行政に対する批判や提言の窓口を中立的な第三者に依頼
 - **金融庁職員自身の意識改革**
 - ✓ 「国益への貢献」を目指し困難な課題にも主体的に取り組む職員を、任用・昇格により評価する等の業績評価のあり方を検討
 - ✓ 視野が広く専門性の高い職員を育成すべく、中小企業や外国金融機関へ職員を派遣

Ⅲ. 金融庁の改革

2. 金融行政のあり方

- 各金融機関がより優れた業務運営(ベストプラクティス)を目指すことが、我が国金融の質の向上につながる。
- そのため、金融庁としては、以下のような対応を通じて金融機関との対話を推進し、自主改善を促す。
 - ① 金融機関が取るべき行動等について、これを仔細に規定するのではなく、その趣旨・精神を示すプリンシプルの形成・共有
 - ② 当該プリンシプルの理解を深めるための優良事例の公表
 - ③ 金融機関の業務の状況を適切に顧客等のステークホルダーに知ってもらうためのディスクロージャーの充実の促進
- なお、法令等のルール(最低限必要とされるミニмумスタンダード)の遵守に課題のある金融機関等には監督・検査で厳正に対処。その際、問題の根本原因を検証し、改善につなげる。

金融機関の個々の活動を細かく規制するのではなく、金融機関の創意工夫を引き出すことにより、全体として質の高い金融サービスの実現を図る。